

社会資本総合整備計画

事後・中間評価書

令和 4年 1月 日

計画の名称	埼玉県住宅密集地改善推進計画																	
計画の期間	令和2年度 ～ 令和2年度 (1年間)			交付対象	埼玉県													
計画の目標	県内の住宅密集地のうち、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の整備地区を選定するため、土地利用等の広域調査を実施し、全県一体となった住宅密集地の改善を推進する。																	
計画の成果目標（定量的指標）	住宅密集地の改善計画の策定																	
定量的指標の定義及び算定式	住宅密集地の特定予定の31市町のうち、改善計画を策定した市町の率 ※住宅密集地が無いことを特定した市町を含む (改善計画策定した市町数) / (住宅密集地の特定予定31市町) × 100%						定量的指標の現況値及び目標値			備考								
							当初現況値	中間目標値	最終目標値									
							0	-	100%									
拠点施設・重点地区	なし																	
全体事業費（計画） （百万円）	合計 (A+B+C)	8	A	8	B	0	C	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	-								
事後評価（中間評価）																		
○事後評価（中間評価）の実施体制、実施時期																		
事後評価（中間評価）の実施体制						事後評価（中間評価）の実施時期												
策定主体にて評価を実施し、その結果を県土整備部公共事業評価検討会議に報告し参考意見を聴取した。						令和4年1月												
						公表の方法												
						埼玉県都市整備部市街地整備課のホームページ掲載												
1. 交付対象事業の実施状況																		
交付対象事業																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	種別	省略 工種	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費（実施） （百万円）	事業進捗	備考
											H28	H29	H30	R1	R2			
A16-001	住宅	一般	埼玉県	直接	埼玉県	-	-	埼玉県住宅密集地改善推進地区、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）	広域調査等 2015ha	川越市ほか30市町						8	○	
小計（〇〇事業）																		
合計																		

B 関連社会資本整備事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	省略工種	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名 地区名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (実施) (百万円)	事業進捗	備考
										H28	H29	H30	R1	R2			
合計																	
番号	一体的に実施することにより期待される効果														備考		
C 効果促進事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	省略工種	要素となる事業名	事業内容	市町村名 地区名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (実施) (百万円)	事業進捗	備考
										H28	H29	H30	R1	R2			
合計																	
番号															備考		

※交付対象事業については、できるだけ個別路線ごとに記載すること。

2. 事業効果の発現状況、目標値の達成状況					
I 定量的指標に関連する 交付対象事業の効果の発現状況		特定予定31市町のうち、12市町について改善計画の策定、または、住宅密集地が無いものとして特定した。			
II 定量的指標の達成状況	指標① 市町数の割合	最終目標値	100%	目標値と実績値 に差が出た要因	住宅密集地の改善の主体である市町において、 組織体制や人員不足等により、特定作業や計画策定に時間を要しているため。
		最終実績値	38.70%		
	指標② 〇〇の被害者数	最終目標値		目標値と実績値 に差が出た要因	
		最終実績値			
	指標③ 〇〇	最終目標値		目標値と実績値 に差が出た要因	
		最終実績値			
3. 特記事項 (今後の方針)					
令和3年度は本事業の成果を活用し、県直営により改善計画策定等の技術的支援を行っており、改善計画の策定または住宅密集地の特定を完了する市町が19/31市町について完了する見込みである。令和4年度以降も県直営での技術的支援を継続し、全31市町について改善計画の策定または住宅密集地が無いことの特定を行い、事業を完了する予定である。					